

日の不況がもたらされた。あくまでも人為的なものであることは、火を見るよりも明らかであります。この期間中に、もうすぐ景気はよくなると、いつも言い続けてきたのが、福田さん、あなたであります。日本経済は冷え切つてしまい、あなたが「オオカミが来た」と言っても、いまではどの企業も、どこも信用しなくなりました。これも今日の不況の大きな心理的な原因になっているのであります。

一方、ちまたではどう言っているか。福田総理、あなたは御存じでしょうか。経済運営について、田中はアツセルを踏み放しにしてインフレを指したが、福田さん、あなたはブレークをかけ放して、長期に回復できないほどオーバーキルにしてしまったと言われていてあります。

また、こうも言われております。三木氏は確かに貴対策について音痴だつたが、あなたは、福田さんはだるまだ、手も足も出ない——まさに正当を得た批評ではございませんか。福田総理が経済の第一人者と言われながら、政権の座になかなか座れなかつたのは、いろいろ党内事情もあつたでしょう。しかし、この不況の克服ができなかつたということを、財界筋や中小企業者がきつたからではないでしょうか。福田経済は過去のものであり、今日の複雑な混合経済体制のもとではとても通用しない、博物館入りのしるものだとも言われているのも、なるほどうなづけるわけであります。

このようなことから、四十九年度の経済の結果は、企業倒産件数にして一万一千余件、負債総額は一兆六千五百億円にも達し、しかも、そのうち中小企業の倒産は、四十九年十月、十一月、十二月、この三ヶ月何と毎月千百件を超えるほど急増し、五十年二月には完全失業者が百万人を超えるなど、日本経済を、簡単に立ち直れない、どろ沼にたき込んだのです。このような四十九年度経済運営の大きな失敗について、どのような反省を持っておられるのか、今日まで一貫して経

済運営を行ってきた福田総理、そして坊大蔵大臣の御所見を承りたいものであります。

次に、对外経済協力について、外務大臣及び通産大臣にお尋ねをいたします。わが国の对外経済協力については、全体の額が少ないという批判もさることながら、本当に相手国のために役立っていないという問題があります。その中でも、わが国が戦争によって与えた損害を償うために東南アジア諸国に対して行ってきた賠償については、ほほその支払いが終わつたわけありますが、これが全く相手国のためになつていいということが最近明らかになつてきております。

私が本院決算委員会で指摘いたしましたフィリピン賠償にかかるY.S.IIの問題であります。これは、総合商社トーメンのダミー東信交易が、いかに付属部品を高く見積もつても、機体合わせて八億円余りにしかならないものを、六億円上乗せをして十四億円という価格でフィリピンに賠償品として売り渡したというものです。外務省では内容を余りチェックしないようであります

が、実質的審査をした通産省では、外らか何らかの圧力があつたのか、この法外な価格に何らの疑惑を抱かず、そのまま認めたのであります。この差額の六億円は、日本国内あるいは相手国フィリピンの政府高官にばらまかれたのではないかと言われておるわけであります。

この事例は、ほんの氷山の一角であり、フィリピン関係では、そのほかに造船に関する疑惑も取りざたされており、対韓経済協力について言えば、これは再びわたくる政府の否定にもかかわらず、新韓電子、ソウル地下鉄車両、韓国アルミニ等、疑惑はいよいよ深まり、増す一方であります。

パターンが確立していると言われておるのであります。

赔償は、本来、日本が戦争で多大の被害を与えたアジアの国々に対して、反省の心をもつて、真に相手国が發展を願つて供与しているものであります。それがこのように一〇〇%相手方に伝わらない、これほど腹立たしいことはありません。

このように、過去の赔償について種々の疑惑がありますが、これを洗い直して国民の前に明らかにする必要があると思いますが、関係各大臣の御答弁をいただきたいと思います。特にY.S.IIの赔償については、通産大臣、どういうべきになります。

なつていたのか、明確にいただきたいと思う

のであります。

また、このような赔償を初めとした経済協力のやり方について反省はないのかどうか、本当に国際機関相互のチェック機能が生かされるよう効果的なシステムを考えるべきではないのか、あわせてお伺いいたします。

最後に、ロッキード問題について福田総理並びに福田法務大臣にお伺いをいたします。

五十一年二月四日、アメリカの上院多国籍企業小委員会で明らかになつたわけであります。今までどれほどの解明がなされたのであります。このよう状況に一休国民はどうのようにこれを見ているのか、はなはだ心もとない限りであります。このよ

うな状況に、總理は御存じでしょうか。福田総理は、徹底

解説の姿勢を貫いており、三木前総理の姿勢から少しも後退していないと言いつつおられます。

しかし、世間は決してそうは見ておりません。昨年暮れの政権交代からロッキード隠し内閣が誕生をしたので、もはや事件の究明はほとんどあきらめておる、こういう実情であろうと思ひます。それは、いまの内閣に対して国民が何と言つて

いるのか、總理は御存じでしょうか。

このように、このことをおわかりいただければわかるのであります。いまの内閣は、将棋にたとえて申しますならば、こまの一つである角の効いている角筋内閣と言われておるであります。また、こうい

も言われておるのであります。福田内閣といつても、角が全面的に影響力を行使しているということあります。ロッキード裁判の被告となつて、ある田中角栄が実際の権限を握っている内閣であつてみれば、真相究明などはどうい期待できるわけがありません。

福田内閣は、「前の内閣が何もしなかつたかのように印象づけをし、「さあ勵こう内閣」を旗印にして、いかにも自分たちは仕事をするようなことをいふべきですが、私に言わせたいだけば、ロッキード事件については、「さあ勵こう内閣」どころか、「さあ離れよう内閣」、「さあ離そう内閣」ではあります。

中曾根氏の証人喚問にしても、本人が判断することだとか、国会が決めることだとか、すぐ逃げようとしております。そうしてまいりました。中曾根氏については、本人の名前が出てから一年余りという長期間をかけて各方面に口封じを行い、

理論武装をしてからようやく証人として出頭いたしました。それはまた、相変わらずのかつこうのよさを売り物にする彼の面目躍如といったところでありました。それが証拠には、先日の元殖産住宅社長の証人喚問で、児玉との関係は大きな食い違いを暴露しておるのであります。

自民党内部は、寄り合い世帯でいろいろ事情はありますしおかず、中曾根氏を初め、自民党内で疑いをかけられている灰色高官の証人出頭については、公の党である、そのことを自任する自民党で、しかも政権を担当して、捜査、検察権力を握っているからには、いやしくもその党員の中にロッキード事件に關して疑いを持たれているような者がいれば、總理、總裁が率先して、本人に対し、本人に対して、国会に証人として出席をし身の潔白を立証するよう勧めるのが物の道理であり、世間の常識ではございませんか。それをお互いにねに傷を持つ者同士が、このようなかば

え言わても仕方ないのでないかと思うのであります。

（福田法務大臣）　自らが議員として立派に行動しないといけません。疑いを持たれている議員に対しても、国会に証人として出頭するよう勧めるお気持ちはございませんか。

国會の有する國政調査權は、ロッキード事件の解明については何も刑事事件に限定をしているわけではありません。むしろ、同僚の國會議員の中にあのような汚い金を手にしながら、のうのうとしている者を明らかにして、政治的道義的責任を追究するのが國會の使命であり、したがって、灰色高官の人権を理由に行政府が渉るのは、自では國会に全面的に協力すると言ひながら、その実は、田中金脈事件のときに守秘義務を盾に疑惑を覆い隠そうとしたのと同じことを政府はロッキード事件でも行い、これをやみに葬ろうとしているものであり、断じて許すわけにはまいりません。福田総理と法務大臣の見解を伺つて、私の質問を終わ

〔国務大臣福田赳氏君登壇 拍手〕
○国務大臣（福田赳氏君）お答え申し上げます。
まず、私の経済政策につきまして手厳しい御批判でござりますが、三年半前のあの石油ショックは、これはもう大変なことだつたんです。いまなお全世界が混乱状態にある。その原因は、これは石油ショックにあるんです。そういう中で、わが国は最も甚大な影響をこの石油ショックから受けた。石油依存度が最も高い工業国であるからであります。あの影響というものは、四十九年、あの石油ショックの翌年を見てみると、物価は狂乱だと、ああいう状態。国際収支は百三十億ドルという赤字を出す、成長は戦後初めてマイナス

を記録すると、こういう状態です。それが今まで三・四%というような水準までになってくる。消費者物価は八・四一四月の水準であります。国際收支は総合で三十億を上回るというような黒字に転ずる。世界じゅうがびっくりしているんです。あの高度成長のことを第一の奇跡と、こういふうふうに言つておりましたが、日本に第二の奇跡が起つたと、そこまで世界は評価しておるんです。ありますて、私は、大塚さんいろいろ言われました。この評価といふものは、国際的、客観的評価と非常に違つておるということを申し上げたいのであります。今後に問題があるわけであります。が、インフレのない成長を目指しまして努力してまいりたい。さすが福田さんだと言われるような実績を上げるということを期して邁進いたしたいと、かよう考へております。

ロッキード事件につきましては、これは徹底解明ということ、これを方針としておるんです。あの事件が起きたとき、真っ先に私は、これは徹底解明すべきであると、こういふうに呼号をいたしました。ありますて、そのとおりに事は動いてきておる。ただ、児玉・小佐野ルート、これはまだ未解明でござります。しかし、この未解明を妨げておるところの要因が解除されるということになりますれば、これもまた徹底的に解明をするという方針でござります。

証人の喚問は、これは相当慎重にやらなきゃならぬ問題であると、こういふうに思います。つまり、いまの日本の風潮では、証人に喚問されただけで、あれは犯人だ、あれは責任があるなんというふうにとられがちなんです。そこで、私は、この証人喚問問題につきましては非常に慎重な態度をとつておりますけれども、これは本当にこの事件解明のために必要があるということが確認されまするならば、これはもう証人喚問、自由民主党として必ずすべきである、こういふうに考へ

ております。現にそうしておるじゃありませんか。元幹事長の中曾根康弘さんまで証人に出てもらいうことに同意をしておる。この一事をもつても、私どもの態度は慎重にしてかつ非常に明快であるというふうに御理解を願いたいのであります。

その他まあ日韓の問題とか、いろいろ言われましたが、これはそういう話は聞いております。その話を聞きまして、私ども調査もしております。しかし、捜査を必要とするというような事実の確認は得ておりません。もし捜査を必要とするといふような事態が確認されるならば、これはロッキード事件と同様であります。徹底的に解明し究明すると、そういう方針であるということをはつきり申し上げてお答えをいたします。（拍手）

〔国務大臣坊秀男君登壇　拍手〕

○国務大臣（坊秀男君） 私に対しましては景気についての御質問でござりますが、福田総理から実

に詳細にお答えがございましたが、財政当局からも意見を述べるということとございまするから、私からも、あるいは重複するかもしませんけれども、簡単にお答え申し上げます。

ロッキード事件につきましては、これは徹底解明ということと、これを方針としておるんです。あの方件が起きたとき、真っ先に私は、これは徹底解明すべきであると、こういうふうに呼号をいたしましたわけであります。が、そのとおりに事は動いてきておる。ただ、児玉・小佐野ルート、これはまだ未解明でござります。しかし、この未解明を妨げておるところの要因が解除されるということになりますれば、これもまた徹底的に解明をするという方針でござります。

証人の喚問は、これは相當慎重にやらなきやな
らぬ問題であると、こういうふうに思います。つ
まり、いまの日本の風潮では、証人に喚問され
ただけで、あれは犯人だ、あれは責任があるなんと
いうふうにとられがちなんです。そこで、私は、
この証人喚問問題につきましては非常に慎重な態
度をとつておりますけれども、これは本当にこ
の事件解明のために必要があるということが確認
されまするならば、これはもう証人喚問、自由民
主党として必ずすべきである、こういうふうに考え

ております。現にそうしておるじゃありませんか。元幹事長の中曾根康弘さんまで証人に出てもらうということに同意をしておる。この一事をもって、私どもの態度は慎重にしてかつ非常に明快であるというふうに御理解を願いたいのです。

その他まあ日韓の問題とか、いろいろ言われましたが、これはそういう話は聞いております。その話を聞きまして、私ども調査もしております。しかし、捜査を必要とするというような事実の確認は得ておりません。もし捜査を必要とするというような事態が確認されるならば、これはロッキード事件と同様であります。徹底的に解明し究明すると、そういう方針であるということをはつきり申し上げてお答えいたしました。（拍手）

〔国務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○國務大臣（坊秀男君） 私に対しましては景気についての御質問でございますが、福田総理から実際に詳細にお答えがございましたが、財政当局からも意見を述べるということでございまするから、私からも、あるいは重複するかもしだれませんけれども、簡単にお答え申し上げます。

石油危機によつて、四十九年から五十年にかけて物価の高騰、国際収支の悪化、景気の落ち込みといふ困難に対しまして、政府はまず物価安定を図るということが、これがその後の安定成長の基礎を築くことにあると考えまして、これを優先の課題としてこれと取り組んでまいりましたが、その後次第に景気の着実な回復を図つてしまつたところでございます。最近の景気動向を見ますと、物価は安定の方に向ひ、また、景気も緩やかながら回復の過程を歩んでおります。このような困難経験をいたしました先進諸国の中にあっても、比較的順調な推移をたどつておるのがわが国の経済かと思います。先般のロンドン会議におきましても、わが国の経済の回復、成長につきましては、各国から非常に大きな期待と希望が寄せられておるということも、私はこの目で見て

まいづたような次第でござります。
以上お答え申し上げます。

〔國務大臣鳩山威一郎君登壇　拍手〕

○國務大臣（鳩山威一郎君） 大塚先生は、この戦後^の賠償並びに経済協力が相手国のために全く役立つておらないというような御指摘があつたわけですが、私は東南アジア四カ国に対しまして、まず賠償を振り返ってみますと、これは途上国であります四カ国の経済の發展に対しまして大変な効果があつたものと、このように考えておりまます。戦争のための賠償という観点のみならず、両国間の友好關係の増進、また、資本不足に悩んでおりますこの東南アジア各国に対しまして有力な資本財を供給するというような面におきまして、社会の發展に対しまして貢献をしたものと、このように考えております。

ところで、賠償の実施の仕方というものが、御承知のとおり、現金賠償ということではなく、役務賠償という形をとりました。したがいまして、この賠償ということが、相手国^の調達機関が日本の国内におきまして調達契約をいたすわけでござります。そこに民間の契約が介在いたします。しかし、調達をいたします責任は相手国^の権限でござります。

まいづたような次第でござります。

國務大臣鳩山威一郎君登壇、拍手

思つております。なお、フィリピン賠償におきますYS11機あることは、私たちもまだ把握しておらぬところでございます。

なお、その他の、お触れになりました問題になりました。LNGの問題になりましたインドネシアにおきますLNGの問題とか、対韓問題の新韓碍子とか、韓国アルミ等の問題につきまして、これは一般の問題になつておられます点は輸出契約の問題でございまして、賠償あるいは経済協力等の問題ではございませんので、その点は御理解を賜りたいと思います。

○國務大臣(田中龍夫君) お答えいたしました。

総理並びに大蔵、外務各大臣からすでお答えをいたしておりますので、私の申し上げることも余りございませんが、まず、フィリピンのYS11に対しましてお答えをいたしました。

本件は、御案内のとおりに、戦後処理の一環としての賠償でござりますが、これはフィリピン側がみずから賠償法を制定いたしまして、フィリ

ビン政府のもとに入札が行われ、同時にまた、フィリピン側が自主性、主体性に基づきまして行われた契約でございます。フィリピン賠償のYS11の問題につきましては、いろいろと疑惑がございましたので、実態解明を行いましたが、現在ま

でのところ、賠償契約の記載どおり、機体、フライトデータ機器等が輸出関連法令等の手続に従いまして本邦より積み出しされたものであります。これを確認いたしております。何らその間に違法はございません。

さらにまた、今後の経済協力につきましての疑惑を防止しなきやならぬということは当然でございますが、そのような問題につきましては、極力その解明に努めますとともに、今後ともかよ

うなことがございませんように、公正な経済協力の実施に努めてまいりたい、かように考えております。

〔國務大臣(福田一君)登壇、拍手〕

ロッキード問題につきましては、総理から御答弁がございましたとおり、徹底究明の態度で臨んでおります。

なお、検査当局といたしましては、六月の半ば以降に発表されるであろうと言われておりますSECの資料等によつて新しい事実が出てまいりますれば、捜査を続ける覚悟で準備をいたしております。

灰色高官の問題でございますが、これにつきましては、灰色とは何であるかということについての定義がはつきりいたしまして、五名の者について資料を出せといふことでございましたので、国会に資料を提出したわけですが、その他の灰色高官と言われる者につきましては、刑事訴訟法の秘密を守るというたてまえから見て、ただいまこれを明らかにすることは適当でないと考えておるのがわれわれの考え方であります。

○議長(河野謙三君) 峰山昭範君。

〔峰山昭範君登壇、拍手〕

○峰山昭範君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十九年度決算について、総理並びに関係大臣に対し質問をしたいと存じます。

御承知のように、昭和四十九年度予算是、昭和四十八年末に始まった石油ショックと、それに伴うインフレという非常事態を乗り切るため、総需を抑制し総力を擧げることを方針として編成されたものであります。その結果、この年は昭和二十六年以来初めて実質経済成長率がマイナス〇・二のマイナス成長を記録する事態に立ち至り、政

このような情勢の中で、昭和四十九年度の税収は所得税、法人税を中心として大きく伸び悩み、年度末には七千七百億円にも上る税収不足、歳入欠陥が出るのではないかという異常な事態を招来いたしました。私は、この税収不足の問題に関連してお尋ねしたいと思うのであります。

第一点は、国民経済と財政の動向について、政府の認識と見込みが余りにも不十分、不的確ではなかつたかという点であります。

このような税収不足はどうして起つたのか。昭和四十九年度は租税及び印紙收入が当初見込みより年度後半において落ち込みがあつたことであります。中でも、申告所得税と法人税の見込み違誤つたことと思われるのです。昭和四十九年十二月、政府は当然増経費の増加支出に見合いで歳入を確保するため、二兆九百八十七億円に上る補正予算案を組み、国会に提出したのであります。が、その補正予算の歳入増分として見込んだ税目は所得税、法人税であります。それが結果的には、またまた見込み外れとなつたのであります。

法人税とか申告所得税とかは、いずれも景気の動向に左右されやすいものであり、景気後退期にありながらこれらのものに期待をかけた財政当局は、一体国民経済の動向や徵稅額の計算などをどのように捕捉していたのか、全く疑問と言わざるを得ないであります。その責任は大いに追及されなければならぬのであります。しかも、その後

不況から立ち上がりせず、毎年歳入欠陥に悩まされ、赤字公債発行に追い込まれたのは、実にこの年度からの経済政策の失敗、財政運営の誤りが尾を引いているからであります。この点について、当時閣僚の一員であった福田総理並びに坊大蔵大臣はどう反省しているか、伺いたいのであります。

次に、私は予算の繰り越しの問題を取り上げたいと思います。

昭和四十九年度における公営住宅建設に対する補助として計上された建設省所管の公営住宅建設費の予算額は一千六百五十六億円であり、これに前年度繰越額を加えると、歳出予算現額は二千二百七十六億円であります。これに対する支出済み歳出額は七二名の千六百四十二億円であり、翌年

度繰越額は二七・六%の六百二十八億円となつております。

この繰越額は、前年度からの繰越額六百二十四億円とほぼ同額となつております。繰り越しすぎるのは、なぜか理由はいろいろ言われておりますが、前年度からの繰越額に匹敵する巨額の経費をまた翌年度に繰り越すということは、財政法に定める単年度主義の精神に反するものと思うのであります。しかし、この点について、福田総理、坊大蔵大臣のお考えを伺いたいのであります。

次に、私は、国の契約にかかる入札のあり方についてお尋ねしたいと思います。財政法、会計法等の示す入札の原則は公開競争入札のはずでありますが、特に膨大な経費を投入

家財政に対する政府の基本的な考え方についてただしいと思うのであります。

政府は、昭和四十九年度の税収が約七千億円不足で、歳入欠陥の懸念のあることを新年度の予算が成立した直後に認め、その穴埋めとして、国税取納金整理資金法施行令の改正により、從来新年度の税収とされてきた四月分の税収の一定部分を前年度に繰り入れることと、歳出面での不用額を歳入に充当することとし、五十年四月十五日政令の改正を行つてつじつまを合わせたのであります。

国家財政に對し、政令改正とはいひながら、行政府が勝手に操作するということは、予算執行の単年度主義の原則を破るものと言えないかとの疑義があるのであります。この点について、総理並びに大蔵大臣のお考えを承りたいのであります。

している公共事業においては、いまや指名競争入札が業者登録制度を背景にして通例となつてゐるのが実情であります。法の命ずる原則が例外となり、例外としての措置と法が定めるものが通例となつてゐる現状に対して、総理はどう考えておられるのか。また、大蔵大臣、建設大臣はどう考えられるのか、お尋ねしておきたいのであります。法が実情に合わなくなつたと見るか、法の示す原則に向かつて現状を改めるべきものと考えか、見解の明示を求めるものであります。

私は、ここ何代かの内閣は公開自由競争入札の原則を無視してきたと思うであります。法の示す公開入札の原則に戻り、入札の公正化を図るべきではないか。また、大型工事の分割によつて中小企業の参加の機会を多くし、公開競争とするなどの施策を一層進めるべきだと思いますが、福田総理並びに大蔵大臣、建設大臣の見解をお尋ねいたします。

次に、行政改革問題についてお伺いいたしま

す。

福田総理は、去る三月一日の閣議で行政改革問

題について特に発言し、各省庁でも政府全体の問

題として行政管理庁に協力し、直撃に実現するよ

う努力してほしい旨指示し、並み並みならぬ熱意

を示されたとのことであります。その後行政管理

庁が中心でこの問題に取り組むこととなり、一昨

日の十八日には行政改革本部が初会合を開いて今

後の進め方を協議したようであります。要は、要は、

実行できるかどうかという政治的決断であると思

います。

行政改革が従来ほとんど実効の上がらなかつた

理由は、いわゆる官僚群がその組織を挙げて強い

抵抗をするためであることは周知のことでありま

すが、そのほか、政財界にもこれら官僚機構の温

存を図る動きがないとは言えないであります。

今回の行政改革についても、いまからもう、推

進の先頭に立つ行政管理庁内部にさえ、そう簡単

にはいかぬとの声が上がっているようであり、大

蔵省も、金は出したくないし、行政改革はいやだといふのが実情であります。法の命ずる原則が例外となり、例外としての措置と法が定めるものが通例の重荷になつてきているのではないかとの見方もととなっております。

政府は、行政改革問題について、八月中成案を

目指しているようであるが、今日でもこの予定に

変わりはないか。さらに、実行の段階でしり込み

して小手先だけで終わり、抜本的なメスを入れる

ことができないのではないかとの懸念があるので

あります。これらの点について、福田総理、西

村行政管理庁長官、坊大蔵大臣から御答弁を願い

たいのであります。

最後に、わが国の原子力行政について、福田総理、宇野科学技術庁長官にお伺いしたいと存じま

す。

将来の日本のエネルギー問題の解決は、原子力

の開発利用のいかんにあると言つても過言ではあ

りません。しかし、この原子力の開発利用は、そ

の効率的な使用と安全性の確保が先決要件であります。

効率的な使用については燃料の再処理問

題、安全性の確保には機器、設備等の設計、運転

が完全でなければなりません。一体、この二つの

問題の解決はどうなつてているのでありますか。

か。

燃料の再処理について、わが国でも国産化によ

る再処理施設がすでに臨界実験まで終わっている

にもかかわらず、さきのロンドンにおける先進国

首脳会議においても結論が得られず、将来の問題

として持ち越されており、また、安全性について

は、すでに二十数年の歳月を経、現実に原子力発

電の開発利用、原子力船の開発等が進められて

いるのにかかわらず、さきのロンドンにおける先進国

首脳会議においても結論が得られず、将来の問題

として持ち越されており、また、安全性について

は、すでに二十数年の歳月を経、現実に原子力発

り越し、工事を延ばしたといふんじやないんです。公営住宅といふのは、非常にこれは竣工がむずかしい。むづかしゅうござりますのは、土地取得等が大きな影響をしておるというお答えでござりますが、そこに問題があるわけなんあります。やむを得ざる事情によりまして繰り越し処置をいたしたものであります。しかも、これは財政法に従つて行われておるものであります。故意に会計原則を乱るというようなことではございません。

なお、行政改革の問題についての御質問でございますが、申し上げるまでもなく、世の中が非常な変化の時を迎えておるわけであります。つまり、資源エネルギー有限といふ世の中になってきました、そういう態勢になりますると、もう国も、企業も、家庭も、みんな姿勢転換を行なきゃならぬ。そういう中で、國は率先して姿勢の転換を行なべきである、そういうこと。それから財政が非常に窮屈というか、大きな赤字を抱えておるといふ状態である。財政上の配慮もしなければならない、そういう事態にかんがみまして、行財政全般にわたりて改革、見直しを行おうということになります。そして、どういうことを一體やるんだといふことがあります。また、定員の管理を機構の改革問題があります。また、定員の管理をどうするかという問題があります。特殊法人問題があり、また審議会の問題、補助金の問題、それから行政事務執行のあり方の問題等、多々あるのであります。しかし、法律を要しないといふものにつきましては逐次実行をいたしていきたい、かように考えております。

それから、核政策についてのお尋ねでござりますが、この核政策を進める上におきまして、御指摘の安全問題ですね。これはもう優先の問題でございます。そういう心組みをもしまして、安全対策につきましては、從来ともずっと強力にこれ

を進めてまいりておりますが、今国会におきましては生か死かというくらいの大問題です。そこで御審議をいたしておるということは、得難等が大きな影響をしておるというお答えでございましたが、さらに補足して申し上げますと、御承知のとおりでございます。

また、再処理問題、これにつきましてのお尋ねでございますが、わが国はウラン資源が乏しい。ブルトニウムにつきましてもきわめて入手困難な状態にあるわけであります。そういう立場のわが国といたしますと、使用済みになりましたウラン、ブルトニウム、これを最大限に利用するといふこと、これができませんと、わが国の核エネルギー政策が成り立たないんです。これはしばしば申し上げておることでござりますので、まあ言及する必要はないと思いまするけれども、わが国のエネルギー源というものはほとんどを石油に依存しております。しかし、石油の寿命といふものはまあ三十年、四十年というふうに言われますけれども、その石油エネルギーが有限のものであるといふ意識、これが世界に満ち満ちてきておるのであります。その影響といふものは、これは私は、この十五年、十一年ぐらいの間は、まあまあ具体的な影響はそう出でに済むかもしれませんと思ひますけれども、とにかく世紀末、そういう十年たつた、十五年たつたという段階になると、石油の供給について非常に不安な、不安定な時代が來るのであります。それを代替し得るものは何だというと、まあいろいろありますけれども、太陽熱だ、地熱だ、石油の増産だとか、いろいろあります。あります。これらは核しかないと思うんで。また、法律を要しないといふものにつきましては逐次実行をいたしていきたい、かように考えております。

それから、核政策についてのお尋ねでござりますが、この核政策を進める上におきまして、御指摘の安全問題ですね。これはもう優先の問題でございます。そういう心組みをもしまして、安全対策につきましては、從来ともずっと強力にこれ

を進めてまいりまして、これにつきましても、総理から、用地の取得等が大きな影響をしておるというお答えでございましたが、さらに補足して申し上げますと、御承知のとおりでございます。

また、再処理問題、これにつきましてのお尋ねでございますが、わが国はウラン資源が乏しい。ブルトニウムにつきましてもきわめて入手困難な状態にあるわけであります。そういう立場のわが国といたしますと、使用済みになりましたウラン、ブルトニウム、これを最大限に利用するといふこと、これができませんと、わが国の核エネルギー政策が成り立たないんです。これはしばしば申し上げておることでござりますので、まあ言及する必要はないと思いまするけれども、わが国のエネルギー源といふものはほとんどを石油に依存しております。しかし、石油の寿命といふものはまあ三十年、四十年というふうに言われますけれども、その石油エネルギーが有限のものであるといふ意識、これが世界に満ち満ちてきておるのであります。その影響といふものは、これは私は、この十五年、十一年ぐらいの間は、まあまあ具体的な影響はそう出でに済むかもしれませんと思ひますけれども、とにかく世紀末、そういう十年たつた、十五年たつたという段階になると、石油の供給について非常に不安な、不安定な時代が來るのであります。それを代替し得るものは何だというと、まあいろいろありますけれども、太陽熱だ、地熱だ、石油の増産だとか、いろいろあります。あります。これらは核しかないと思うんで。また、法律を要しないといふものにつきましては逐次実行をいたしていきたい、かのように考えております。

それから、核政策についてのお尋ねでござりますが、この核政策を進める上におきまして、御指摘の安全問題ですね。これはもう優先の問題でございます。そういう心組みをもしまして、安全対策につきましては、從来ともずっと強力にこれ

を進めてまいりまして、これにつきましても、総理から、用地の取得等が大きな影響をしておるというお答えでございましたが、さらに補足して申し上げますと、御承知のとおりでございます。

また、再処理問題、これにつきましてのお尋ねでございますが、わが国はウラン資源が乏しい。ブルトニウムにつきましてもきわめて入手困難な状態にあるわけであります。そういう立場のわが国といたしますと、使用済みになりましたウラン、ブルトニウム、これを最大限に利用するといふこと、これができませんと、わが国の核エネルギー政策が成り立たないんです。これはしばしば申し上げておることでござりますので、まあ言及する必要はないと思いまするけれども、わが国のエネルギー源といふものはほとんどを石油に依存しております。しかし、石油の寿命といふものはまあ三十年、四十年というふうに言われますけれども、その石油エネルギーが有限のものであるといふ意識、これが世界に満ち満ちてきておるのであります。その影響といふものは、これは私は、この十五年、十一年ぐらいの間は、まあまあ具体的な影響はそう出でに済むかもしれませんと思ひますけれども、とにかく世紀末、そういう十年たつた、十五年たつたという段階になると、石油の供給について非常に不安な、不安定な時代が來るのであります。それを代替し得るものは何だというと、まあいろいろありますけれども、太陽熱だ、地熱だ、石油の増産だとか、いろいろあります。あります。これらは核しかないと思うんで。また、法律を要しないといふものにつきましては逐次実行をいたしていきたい、かのように考えております。

それから、核政策についてのお尋ねでござりますが、この核政策を進める上におきまして、御指摘の安全問題ですね。これはもう優先の問題でございます。そういう心組みをもしまして、安全対策につきましては、從来ともずっと強力にこれ

を進めてまいりまして、これにつきましても、総理から、用地の取

得難等が大きな影響をしておるというお答えでございましたが、さらに補足して申し上げますと、御承知のとおりでございます。

また、再処理問題、これにつきましてのお尋ねでございますが、わが国はウラン資源が乏しい。ブルトニウムにつきましてもきわめて入手困難な状態にあるわけであります。そういう立場のわが国といたしますと、使用済みになりましたウラン、ブルトニウム、これを最大限に利用するといふこと、これができませんと、わが国の核エネルギー政策が成り立たないんです。これはしばしば申し上げておることでござりますので、まあ言及する必要はないと思いまするけれども、わが国のエネルギー源といふものはほとんどを石油に依存しております。しかし、石油の寿命といふものはまあ三十年、四十年というふうに言われますけれども、その石油エネルギーが有限のものであるといふ意識、これが世界に満ち満ちてきておるのであります。その影響といふものは、これは私は、この十五年、十一年ぐらいの間は、まあまあ具体的な影響はそう出でに済むかもしれませんと思ひますけれども、とにかく世紀末、そういう十年たつた、十五年たつたという段階になると、石油の供給について非常に不安な、不安定な時代が來るのであります。それを代替し得るものは何だというと、まあいろいろありますけれども、太陽熱だ、地熱だ、石油の増産だとか、いろいろあります。あります。これらは核しかないと思うんで。また、法律を要しないといふものにつきましては逐次実行をいたしていきたい、かのように考えております。

それから、核政策についてのお尋ねでござりますが、この核政策を進める上におきまして、御指

〔國務大臣長谷川四郎君登壇 拍手〕
○國務大臣(長谷川四郎君) お答え申し上げま
す。

建設省所管の公共工事につきましては、経験または能力に応じて建設業者を等級別に区別をいたしまして、発注工事の規模、内容に応じて相応の業者を指名、選定して競争入札に付しているところでございますが、このように具体的の工事の施行に必要な技術、能力等を有する業者をして施行に当たらしめておるということによりまして公共工事の適切な施行の確保を図つておるのでございますが、なお、指名競争入札について指摘された弊害につきましては、極力その除去に努めておるところであります。御指摘の公開競争入札を言ふままで、入札の公正化については今後ともさらに十分検討を加えてまいります。

さらに、中小建設業の育成を図るためにも、中小建設業者の企業体をつくらせるとか、共同体をつくるとか、こういうふうなことにいたしまして、受注の機会の増大を図つておるところでござります。

〔國務大臣西村英一君登壇 拍手〕

○國務大臣(西村英一君) お答えいたします。
今回の行政改革の構想につきましては、八月を目途として取りまとめよと総理から私は指令を受けましたので、以来、私としては行政の全般について見直しをやつておる最中でございます。去る四月の二十五日に、総理、大蔵大臣、官房長官、私と協議をいろいろいたしましたが、それを受けまして、五月の四日の閣議におきまして、総理からも、各閣僚につきまして、政府としては行政改革に取り組むという御発言があつた次第でござります。

お話をもありましたように、ただいま内閣に行

政改革本部がございますが、私、行政管理庁の長官が本部長でございまして、十八日に委員会を開催をいたしました。その席でも私は各委員の方々と御協議をして、ある事項についてはそれぞれ委員の方々に指令をいたしたような次第でございましたし、今後もこの行政改革については取り組んでいくつもりでございます。

しかし、お話をありましたように、呼び声だけは高くて実行はできないのではないかということではございますが、非常に経済事情も通つてしまつたし、また、政府は財政の大変困難に遭遇いたしておることにもかんがみまして、ぜひともこの際行政の改革、合理化を一層推進をしてまいりたいと存じておる次第でございます。ただし、具体的な問題になりますと、全部これは法律事項でござります。法律事項でございますから、われわれも各方面の意見を聞きまして進めたいと思いま

すが、議員の皆様方にもぜひひととつ積極的に御協力を賜りますよう、私からもお願いを申し上げる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣宇野宗佑君登壇 拍手〕

○國務大臣(宇野宗佑君) 日米原子力協定に関する日米交渉は、近く第二次交渉をアメリカに派遣いたしまして、そしてその交渉で結論を得たいと、かように考えております。もちろん、交渉に際しましては、従前よりわれわれが主張してまいりました主張は毫も変わっておりません。すなわち、平和利用と核の不拡散とは両立すべきであるということ、また、NPTの参加国においては核保有国と非保有国との間に差別があつてはならないということ、などです。そこで、NPTの参加国においては、おおむね修繕には三年かかります。幸いにも修理港がござりますが、おおむね修理港が受け入れられるというふうな報道がございました

第三番目は、原子力船「むつ」でございますが、これに関しましては、総理がおっしゃいましたところに、やはり将来の原子力船時代に備えまして、わが国といたしましても一日も速やかにこの「むつ」の実験船としての使命を果たさせたいと存じておるところでございます。幸いにも修理港が受け入れられるというふうな報道がございましたから、決算がなされましたから、われわれといたしましては近くそうした準備に取りかかりたいと存じます。そうして、ちょうど十一年目から「むつ」は実用船として次の船にその使命を渡していくわけでございまして、それだけの実験を「むつ」にせめたいというのが政府といたしましての考え方でございます。どうか格段の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 神谷信之助君。
〔神谷信之助君登壇 拍手〕

本題に入る前に、緊急の問題について一言質問をおきまして、われわれといたしましては、從来いたしました。

それは、ようやくにして仮調印にこぎつけたと伝えられる日ソ漁業交渉についてであります。

わが党は、日ソ交渉に当たり、わが国領海十二海里内でのソ連漁業を認めないこと、千島のソ連領有を追認せず、千島列島周辺水域におけるソ連処理工場に關しまして、同様、われわれは二重三重の安全を今後も確認していきたいと存じましたし、また、政府は財政の大変困難に遭遇いたしておることにもかんがみまして、ぜひともこの際行政の改革、合理化を一層推進をしてまいりたいと存じておる次第でございます。ただし、具体的な問題になりますと、全部これは法律事項でござります。法律事項でございますから、われわれも各方面の意見を聞きまして進めたいと思いま

すが、議員の皆様方にもぜひひととつ積極的に御協力を賜りますよう、私からもお願いを申し上げる次第でございます。(拍手)

〔國務大臣宇野宗佑君登壇 拍手〕

○國務大臣(宇野宗佑君) 日米原子力協定に関する日米交渉は、近く第二次交渉をアメリカに派遣いたしまして、そしてその交渉で結論を得たいと、かように考えております。もちろん、交渉に際しましては、従前よりわれわれが主張してまいりました主張は毫も変わっておりません。すなわち、平和利用と核の不拡散とは両立すべきであるということ、また、NPTの参加国においては、おおむね修理には三年かかります。幸いにも修理港がござりますが、おおむね修理港が受け入れられるというふうな報道がございましたから、決算がなされましたから、われわれといたしましては近くそうした準備に取りかかりたいと存じます。そうして、ちょうど十一年目から「むつ」は実用船として次の船にその使命を渡していくわけでございまして、それだけの実験を「むつ」にせめたいというのが政府といたしましての考え方でございます。どうか格段の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 神谷信之助君。
〔神谷信之助君登壇 拍手〕

本題に入る前に、緊急の問題について一言質問をおきまして、われわれといたしましては、從来いたしました。

それは、ようやくにして仮調印にこぎつけたと伝えられる日ソ漁業交渉についてであります。

わが党は、日ソ交渉に当たり、わが国領海十二海里内でのソ連漁業を認めないこと、千島のソ連領有を追認せず、千島列島周辺水域におけるソ連処理工場に關しまして、同様、われわれは二重三重の安全を今後も確認していきたいと存じましたし、また、政府は財政の大変困難に遭遇いたしておることにもかんがみまして、ぜひともこの際行政の改革、合理化を一層推進をしてまいりたいと存じておる次第でございます。ただし、具体的な問題になりますと、全部これは法律事項でござります。法律事項でございますから、われわれも各方面の意見を聞きまして進めたいと思いま

か、明確な答弁を求めます。

さらに、政府は速やかにサンフランシスコ条約第二条C項の破棄を関係各国に通告し、全千島返還の交渉を進め得る国際法上の立場を明確にすべきであると考えますが、総理の見解を求めます。

また、交渉長期化による北洋漁業関係者及び関連業者の経営と生活の不安をなくし、当面の日ソ交渉打開のための国民一丸となつた体制をつくることともきわめて重要であります。政府は、当面は融資で、補償は交渉妥結後、と言っていますが、この際万全の補償措置をとるという方針を表明すべきだと思うが、いかがですか。総理の答弁を求めます。

さて、漁業交渉の難航にもあらわれているように、わが国はいま、政治、経済、外交、文化などのすべての面にわたつて深刻な危機に襲われています。このような時期こそ、過去の予算とその執行の結果などを厳しく検討し、その誤りを徹底的に改めることこそ、政府のるべき態度であります。

四十九年度決算は、石油ショックに乗じた物価狂乱のもとで推し進められた、当時の田中総理の日本列島改造型の大型公共事業と大量の公債発行によるインフレ促進などが、今日のインフレと不況、国民の深刻な生活難などの重要な原因をなししたものであることを物語っております。

ところが、政府は今年度も欧米諸国にも類のない六・七%という高度成長を目指し、物価安定は二の次、三の次にしております。ロンドンの七カ国首脳会議では、西欧諸国の首脳さえ、インフレは失業の主要原因の一つであると強調しているではありませんか。政府もこの妥当な見解に立ち、不況、失業対策のためにも物価安定を第一とすべきではありませんか。総理、いかがですか。

特に、今回アジ、サバ、カツオなどの大衆魚の大大幅な値上がりが国民の台所を直撃しております。東京、大阪などの大消費地での在庫は昨年よりも多く、大手水産会社の利益が急増し、すでに

魚転がしなどの投機的行為が明らかになつて

いる

現

在

の

に

開

発

す

る

べ

く

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

けであります。まだ漁獲量の交渉という問題等が残つておるわけであります。それらが片づいた後、日ソ漁業暫定協定じゃなくて、今度は、ソ日、つまりわが国の漁業水域においてソビエトの漁獲がどういうふうに行われるかという問題の交渉等が残るわけでありまして、なおいろいろの問題を抱えておりますので、この上とも御協力のほどをお願いいたしたい、かように存する次第でございます。

いろいろ具体的に細かい御質問がありましたが、それはまだお答えできる段階ではございません。それから、物価問題を重視せよというお話であります。これは、物価の安定こそは社会存立の基盤でございます。景気政策、景気政策と私は言つております。と言つてはおりませんけれども、それはもう物価安定ということを基礎として景気浮揚政策を行うということでありまして、インフレのなき景気、これを念願しておるんだということです。その点はそのように御理解を願いたい、かようになります。

それから、魚転がしだとか、そういう問題につきましては、私もこれはかたい決意をもつて臨む姿勢でございますが、農林大臣から御答弁があるはずでござります。

それから、独占禁止法改正につきまして、これを実現させる決意はいかんと言ふんです。もう私の決意の問題じやないんです。私は法律案を提案をいたしまして、すでにもう御審議を願つておるわけであります。これは国会の方でお通しくださるかどうかと、こういう問題でありますので、ひとつ御理解のある御協力を願いしたい、かようと考える次第でございます。

また、国鉄運賃法改悪を断念せよというようなお話をございますが、国鉄のいまの状態といふのはもう大変むずかしい状態になつてきておる、これを再建しないと本当に国民の足といふものに重大な影響があるような事態でございます。それ

けであります。まだ漁獲量の交渉という問題等が残つておるわけであります。それらが片づいた後、日ソ漁業暫定協定じゃなくて、今度は、ソ日、つまりわが国の漁業水域においてソビエトの漁獲がどういうふうに行われるかという問題の交渉等が残るわけでありまして、なおいろいろの問題を抱えておりますので、この上とも御協力のほどをお願いいたしたい、かように存する次第でございます。

いろいろ具体的に細かい御質問がありましたが、それはまだお答えできる段階ではございません。それから、物価問題を重視せよというお話であります。これは、物価の安定こそは社会存立の基盤でございます。景気政策、景気政策と私は言つております。と言つてはおりませんけれども、それはもう物価安定ということを基礎として景気浮揚政策を行うということでありまして、インフレのなき景気、これを念願しておるんだということです。その点はそのように御理解を願いたい、かようになります。

それから、魚転がしだとか、そういう問題につきましては、私もこれはかたい決意をもつて臨む姿勢でございますが、農林大臣から御答弁があるはずでござります。

それから、独占禁止法改正につきまして、これを実現させる決意はいかんと言ふんです。もう私の決意の問題じやないんです。私は法律案を提案をいたしまして、すでにもう御審議を願つておるわけであります。これは国会の方でお通しくださるかどうかと、こういう問題でありますので、ひとつ御理解のある御協力を願いしたい、かようと考える次第でございます。

また、国鉄運賃法改悪を断念せよというようなお話をございますが、国鉄のいまの状態といふのはもう大変むずかしい状態になつてきておる、これを再建しないと本当に国民の足といふものに重大な影響があるような事態でございます。それ

に對しまして、私どもはいま二つの御提案を申し上げておる次第でございますけれども、結局、国鉄自体が合理化等を断行する、こういうことは、これはかなめでなければならぬ。同時に国民の協力、つまり利用者の協力です。これは運賃問題という問題であります。それから、その上に立ちまして、政府の支援、協力、この三本柱の上にのみ私は国鉄の再建はあり得ると思うのであります。ぜひ御協力を賜りたいと、これはこちらの方からお願いをいたしたいのです。

健保改革問題、これも改悪というお話でございますが、これはやはり国民の健康を守つていかなければならぬということは大事なことであります。金を一体どうするか、どこから金を持ってくるか、神谷さん。その金なくしてやれど、借金をするけれども、それは金がかかるんです。その金を一体どうするか、どこから金を持ってくるか、神谷さん。その金なくしてやれど、借金をするほかない。借金でやるということになったら一体、先はどうなりますか。やっぱり国民の御協力、御負担もある程度願わなければならない。これはぜひひとつ御理解ある御協力を願いをいたしたい、かようになります。

使用済み核燃料の再処理の問題でございますが、これは先ほどお申し上げたとおりであります。そこで、アメリカとの間で最善のいま交渉をいたしております。また、カナダとの間の交渉についても言及されましたが、これもいまカナダとの間の交渉が続けれられておりまして、これは見通しがかなり明確になつてきております。満足し得るような結果になる、かようと考えておるのであります。

○國務大臣(長谷川四郎君登壇 拍手) お答え申し上げま

す。

魚の値段が上がったということ、これは御承知

でございますが、ひとつ、これは国会の問題でありますので、国会の間におきまして十分御討議のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○國務大臣(長谷川四郎君登壇 拍手) お答え申し上げま

す。

○國務大臣(宇野宗佑君登壇 拍手) お答え申し上げま

す。

トリアーとの間の友好協力基本条約の締結について承認を求めるの件
日程第三　日本国とカナダとの間の文化協定の
締結について承認を求めるの件
(いすれも衆議院送付)
以上兩件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長寺
本広作君。

じております。したがいまして、一日もこの研究はおろそかにできませんので、さような意味合いにおきましても、再処理工場のこの七月のホットランはわが国にとりまして非常に重大な問題であるということを申し上げておる次第でございます。なお、高速増殖炉のつなぎといたしましての新型転換炉もまた開発中でございまして、これは明春に臨界に達する予定でござります。(拍手) ○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約（オーストラリアの非本土地域に関する交換公文を含む。）の締結について承認を求めるの件
日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約（三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。）

た。そのため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

2 情報、知識及び人物の交流その他の適切な活動を実行可能な限り奨励し、及び促進する。
両締約国は、また、1にいう分野のいずれかに関する国際機関であつて両締約国が共に加盟するものにおいて、相互の理解及び協力を発展させる。

3
両締約国は、1及び2にいう相互の理解及び協力を発展させるに当たつて、相互に緊密に協調する。このため、両締約国は、1及び2にいう分野の事項に関して、必要なときはいつでも協議する。その際、適当な場合には、現行の諸協定又は諸取極に規定されている方法を利用する。

第四

3 1 日本国とオーストラリアとの間の関係の基礎は、両国間及びその国民の間の水統的な平和及び友好とする。

2 この条約は、特に両国間及びその国民の間の理解を促進し及び相互に関心のある事項についての協力を発展させることにより、両締約国間の関係を拡大し及び強化することを目的とする。

2にいう目的に合致するものであることに留意しつつ、この条約で取り扱われてはる事項又は

その他の事項（現行の諸協定の対象となつていない事項を含む。）について、必要なときはいつでも両締約国間で更に協定を締結することができる。

第二条

両総統国は、国際社会における諸国間の平和的かつ友好的な関係の重要性を認識するとともに、

この関係を維持しがち強化することにつき、連合憲章の原則に従つて、相互に協力する。

法律、科学、技術、社会、文化、職業、スポーツ、環境等の相互に関心のある分野において、

相互の理解及び協力を容易にし、強化し及び多様化するよう努める。このため、両締約国

和五十二年四月二十一日
参議院議長 河野謙三殿
衆議院議長 保利茂
日本本國とオーストラリアとの間の友好協力基
本条約の締結について承認を求めるの件
は本院において承認することを議決した。
て国会法第八十三条により送付する。

兩國の説教を含む他の人々の榮光及び福祉に対する
兩國の共通の関心をも念頭に置いたものでなければ
ばならないことを認識し、
両国政府間及び両国の国民の間の友好及び協力
を公式に具現しかつ一層促進する条約の締結が、
両国間の関係の一層の発展を容易にすることを確
信し、

第三条 両締約国は、政治、経済、労働関係、人権、法律、科学、技術、社会、文化、職業、スポーツ、環境等の相互に関心のある分野において、相互の理解及び協力を容易にし、強化し及び多様化するよう努める。このため、両締約国

ることを認識し、公正かつ安定的な基礎の上に
両国間の貿易の一層の拡充及び発展を促進す
る。

昭和五十二年五月二十日 參議院會議錄第十四号

日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約の締結について承認を求めるの件外一性

- (a) 書籍、定期刊行物その他の出版物
(b) ラジオ番組及びテレビジョン番組
(c) フィルム、テープ、音盤その他の視聽覚資材
(d) 美術展覧会、工芸品展覧会その他の文化的出版を奨励する。

示会

(e) 講演、セミナー及び会議
(f) 演奏会及び舞台芸術
(g) 文化的性質を有する祭典及び国際コンクール

第八条 第九条

両締約国は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン及び映画の分野における交流を容易にする。

第十条

両締約国は、両国の青少年及び青年団体の間並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力及び交流を奨励する。

第十二条

両締約国は、両国の国民の間の相互理解を促進するため、両国における觀光旅行を奨励する。

第十三条

両締約国は、この協定に定める交流の進捗状況を検討し、及びこの協定の実施を確保するため、必要に応じ又は一方の締約国との要請に基づき、日本国及びカナダにおいて交々に協議を行う。

第十四条

この協定は、五年間効力を有するものとし、その後においても、いすれか一方の締約国がこの協定を終了させる意思を通告した日から一年の期間は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この協定に署名した。

○議長(河野謙三君) これより両件を一括して採決いたします。
両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(昭和四十二年法律第百五号)の一部を次のよう
に改正する。

第一条第一項第一号中「第六条」を「第六条の
二」に改める。

第二条の七第二項中「新法又は」及び「この項

(第六条の次に次の二条を加える)
(昭和五十一年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第六条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十一年三月三十一日以前の退職に係る年金（第十二項の規定の適用を受ける

ものを除く。)で昭和五十二年三月三十一日に
おいて現に支給されているものについては、
同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げ

る当該年金の区分に応じて該名号に掲げる額をそれぞれ新法第四十四条第二項若しくは施行法第二条第一項第三十三号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額(以下この項に

おいて「新法の給料年額」という。」同条第一項第二十九号若しくは施行法第五十七条第三項に規定する退職年金条例の給料年額若しく

は恩給法の給料年額(以下この項において「退職年金条例の給料年額」という。)又は施行法第二条第一項第三十二号に規定する共済法の

給料年額(以下この項において「共済法の給料年額」という。)とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 昭和五十年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る第二条の七第一項、第三条の第四第一項、第四条の三第一

項、第五条の二第一項又は前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮

定共済法の給料年額とみなされた額に一・

昭和五十一年五月二十日 參議院会議録第十四号

日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約の締結について承認を求める件外一件
ける地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件昭

12 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等（次項の規定の適用を受けるものを除く。）で昭和五十二年三月三十日において現に支給されているものについて準用する。
この場合には、第一条第六項後段の規定を準用する。

沖縄の退職年金等及び沖縄の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等で政令で定めるもののうち昭和四十七年五月十五日から昭和五十年五月十四日までの間の退職年金で、昭和五十二年三月三十日ににおいて現に支給されているものについては、その額を、第一項から第九項まで及び前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十条の次に次の二条を加える。

（昭和五十一年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第十条の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金等の額を、昭和五十二年三月三十日において現に支給されているものについて準用する。

8 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金のうち遺族年金を受ける者（六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有する者を除く。）が昭和五十二年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前二項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用す。

のうち、昭和五十一年三月三十日以前の退職に係る年金（第四項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において「昭和五十一年三月三十日以前の通算退職年金」という。）で昭和五十二年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を三百四十四で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一
通算退職年金の仮定給料（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそ
れぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分
の十に相当する金額に二百四十を乗じて得
た額

イ 昭和五十年三月三十一日以前の退職に
係る通算退職年金 当該通算退職年金に
係る第七条の四第一項第一号、第八条の
三第一項第二号、第九条の二第一項第二

長文又は前条第一項第一号に規定する退職年金の仮定給料に一・〇六七を乗じて得た額に二千三百円を十二で除して得た額を加えた額

三月三十一日までの間の退職に係る通算年金
退職年金 当該通算退職年金の額の算定期間
の基準となつた給料(当該退職に係る地
方公共団体の給与条例等の給料に関する規
定につき昭和五十年度において改正が
行われた場合において、当該改正後の給
与条例等の給料に関する規定(これに準

含む。以下この号において同じ。)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。)に係るものにあつては、当該退職の日にそ

二、二、当該文王後の給事參列等

の者について当該改正後の給与条件等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定

第六条の二まで」に改める。

いときは、「一万円とする。」を削り、「に一・五」を「(その額が一万円に満たないときは、一・五万とする。次条第一項及び第十三条の三第一項において同じ。)に一・五」に、「又は第百六十二条第二項に規定する標準報酬年額」を「に規定する標準報酬年額(新法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。以下同じ。)」に改める。

第十三条の二第一項及び第十三条の三第一項中「又は第百六十二条第二項」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和五十年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第百四十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十一年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額（同日において適用されていた地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額（その額が二万円に満たないときは、二万円とし、施行法第百四十二条の三第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者

の同日ににおける報酬額に係る標準報酬年額として自治省令で定める額とする。)に二・七を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。(に十二を乗じて得た額を新法第一百六十一條第二項に規定する標準報酬年額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

施行法第一百四十二条の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金で昭和四十七年五月十四日以前の退職に係るものについては、昭和五十二年四月分以後その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十五条中「又は遺族年金」を「遺族年金又は通算遺族年金」に改める。

第十九条中「第十条」を「第十条の二」に改める。

附則第十条中「第三条の二」を「第三条の二の二」に、「第十三条」を「第十五条」に改める。
(地方公務員等共済組合法の一部改止)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百五十二号)の一部を次のよう改正する。

第一百四条第三項中「三十四万円」を「三十六万円」に改める。

第一百七条第一項中「確認」の下に「その他の組合員期間の確認」を加える。

第一百四十条の二 組合員(組合員期間が二十年未満である者に限る。)が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第一百三十四号)第二条第一項に規定する公共企業体に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条

(公社に転出した復帰希望者に係る特例)

において「公社職員」という。となるため退職した場合には、その者は、その公社職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、引き続き当該公社職員として在職し、引き続いて組合員の資格を取得したときの第四十条の規定による組合員期間の計算上、当該資格を取得したときの組合員期間と当該退職に係る組合員期間とが引き続く組合員期間であるものとみなされることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があつた場合には、同項の退職（次項において「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（次項において「復帰希望者」という。）が引き続き公社職員として在職する間、その支払を差し止めること。

3 復帰希望者が引き続き公社職員として在職し、引き続いて組合員の資格を取得したときは、その者に係る長期給付に関する規定の適用については、転出の時に退職がなかつたものとしない。当該公社職員であつた期間（次項において「転出期間」という。）の前後の組合員期間は、引き続く組合員期間であるのみなす。

4 前項の規定の適用を受ける組合員（以下この条において「復帰組合員」という。）で第七十八条第一項の規定に該当しないものが退職した場合において、組合員期間に転出期間を算入するとしたならば、その時間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

5 前項の規定による退職年金の額は、組合員期間の年数に応じ、政令で定めるところにより算定した金額とする。

6 次の各号の一に該当するときは、当該各号に規定する者の遺族に遺族年金を支給する。

一 第四項の規定による退職年金を受ける権

二 利を有する者が公務傷病によらないで死したとき。

7 前項の規定による遺族年金の額は、当該年金に係る復帰組合員であつた者の組合員期間の規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

8 前各項に定めるもののほか、復帰組合員に係る長期給付に関する必要な事項は、政令で定める。

第二百四条第四項中「三十四万円」を「三十六万円」に改める。

第二百十条第一項中「確認」の下に「その他の団体共済組合員期間の確認」を加える。

附則第四十条の三の見出し中「行なう」を「行なう」に改め、同条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第百四十二条の規定の適用を受ける国家公務員については、その者を地方公務員とみなして前項の規定を適用するものとし、國家公務員共済組合法附則第十四条の三の規定は、適用しない。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百一十九条」を「第百一十九条の二」に改める。

第三条の二の中「長期給付」の下に「(前条の規定により支給される通算遺族年金を含む。)」

第三条の三第一項第一号及び第五号中「昭和五十一年法律第五十一号」を「昭和五十二年法律第五号」に改める。
第三条の四の二中「通算退職年金の」を「通算退職年金又は通算遺族年金の」に、「第三項及び第四項」と「若しくは同条第三項及び第四項又は第三条の二」に、「又は旧市町村共済法を「若しくは旧市町村共済法に「通算退職年金を」を「通算退職年金又はこれららの通算退職年金に係る通算遺族年金を」に、「通算退職年金と」を通算退職年金又は通算遺族年金と」に改める。
第七条第一項第四号中「第十条第一項第四号において「海外にあつた未帰還者であると認められる期間」という。」を削る。
第十条第一項第三号中「百三十一条第二項」を「以下この号及び百三十一条第二項」と改め、「服していた期間」の下に「当該日本赤十字社の救護員として昭和二十年八月九日以後戦地勤務に服していた者で、当該戦地勤務に引き続いて海外にあつたものについては、当該戦地勤務に服さなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において職員となつた場合には、その前月）までの期間で未帰還者を留るる期間」を「当該外國政府等に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において職員となつた場合には、その前月）までの期間で未帰還者である」と認められるものと含む。」を加え、同項第四号中「海外にあつた未帰還者であると認められる期間」を「当該外國政府等に勤務しなくなつた日の属する月の翌月から帰国した日の属する月（同月において職員となつた場合には、その前月）までの期間で未帰還者である」と改め、同項第六号中「附則第四十一条の三第一項」を「附則第四十一条の四第一項」に改める。
第四十一条第一項第一号中「又は扶養遺族が一人である場合」を削り、「六十万二百円」を「七十二万円」に改め、同項第六号中「附則第四十一条の三第一項」を「附則第四十一条の四第一項」に改める。

二 扶養遺族が一人である場合 七十三万二千円

第四十一条第二項中「六十万二百円」とあり、及び「六十二万四千二百円」を「七十二万円」とあり、「七十三万二千円」とあり、及び「七十五万六千円」に改め、同条第三項中「四千八百円」を「一万三千円」に、「二万四千円」を「二万六千四百円」に改める。

第五十七条第四項中「六十歳」を「五十五歳」に改める。

第九章中第百二十九条の次に次の二条を加える。
(公社に転出した復帰希望者である更新組合員等に係る特例)

第二百二十九条の二 新法第百四十条の二第三項の規定の適用を受ける組合員についてとの法律の規定を適用する場合には、第十条第一項中「又は前二条」とあるのは「若しくは新法第一百四十条の二第四項又は前二条」と、同項第一号中「除いた期間」とあるのは「除いた期間並びに新法第百四十条の二第三項に規定する転出期間」とする。

2 前項に定めるもののほか、新法第百四十条の二第三項の規定の適用を受ける組合員に係る長期給付に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二百三十一条第一項中「第九章」を「第二百三十二条から第二百二十九条まで」に改め、同条第二項第二号中「職員となつた」を「國の職員等となつた」に改め、同項第三号中「履していた期間」の下に「(当該日本亦十字社の教諭員として昭和二十年八月九日以後戦地勤務に服していた者で、当該戦地勤務に引き続いて海外にあつたものについては、当該戦地勤務に服さなくなつた日の

属する月の翌月から帰國した日の屬する月(同月において國の職員等となつた場合には、その前月)までの期間で未帰還者を留守家族等援護法第二条に規定する未帰還者であると認められるものを含む。」を加える。

別表第二中「二、二一、「一〇〇円」を「二、四八、五、四〇〇円」に、「一、四二九、「一〇〇円」を「一、六二八、四〇〇円」に「九四〇、「一〇〇円」を「一、〇八五、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「七万二千円」を「八万四千円」に、「四千八百円」を「二万二千円」に、「二万四千円」を「二万六千四百円」に、「四万八千円」を「五万四千円」に改める。

附 則

(施行期日○)
(公布の日)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の三第一項第二号、第十条第一項第三号及び第六号、第五十七条第四項並びに第一百三十二条第二項第三号の改正規定並びに附則第五条の規定は、同年八月一日から施行する。

附則第六条の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。
(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第百四十三条第三項及び第二百四条第四項の規定は、昭和五十二年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(公社に転出した復帰希望者に係る特例に関する経過措置)

第三条 改正後の法第一百四十三条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項に規定する公社職員となるため退職した者について適用する。

第四条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という)。第四十一条及び別表第二の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十二年四月分以後適用する。

昭和五十二年六月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合には、同年四月分から同年七月分までの年金については、同表中「七十二万円」とあり、及び「七十三万二千円」とあるのは「六十三万九千七百円」と、「七十五万六千円」とあるのは「六十六万三千七百円」と、「六十九万六千円」とあるのは「六十万三千七百円」と、同表中「二、四八五、四〇〇円」とあるのは「二、三六五、四〇〇円」と、「一、六二八、四〇〇円」とあるのは「一、五一八、四〇〇円」と、「一、〇八五、四〇〇円」とあるのは「一、〇〇五、四〇〇円」とする。

(恩給公務員である職員であつた更新組合員の取扱いに関する経過措置)

第五条 改正後の施行法第五十七条第四項の規定は、昭和五十二年七月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金についても、同年八月分以後適用する。
(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

第六条 組合員又は団体共済組合員(次項において「組合員」と総称する。)が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者はこれら者の遺族に係る改正後の法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(改正後の施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各号に掲げるものについては、その額(遺族年金については、その額につき改正後の法第九十三条の五(改正

一 改正後の法の規定による退職年金のうちイに掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

二 改正後の法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金（次のイからハまでに掲げる額の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額）

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が当該退職年金を受ける最短年金年限（以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金 五十八万九千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十四万五千八百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十九万四千五百円

四

二 改正後の法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で改正後の法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 五十八万九千円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達している

ます。

なお、衆議院において、施行期日を公布の日と

する等の修正が行われております。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ることを御了承願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、

本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、年金の賃金スライドの法制化、改定実施時期の繰り上げ、公的負担割合の引き上げ、遺族年金の給付水準の引き上げ等、十項目にわたる附帯決議を付しております。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案は、衆議院地方行政委員長の提出に係るものであります。都の特殊性にかんがみ、都議会議員の定数について、特別区の存する区域の人口を百万人で除して得た数を限度として、百三十人の定限の範囲内で、条例で、百二十人を超えて増加することができるようにしておるものであります。

本案の質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

ます、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よ

て、本案は全会一致をもって可決されました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廻疾の程度 年 金
特 別 項 症 第一項症の年金額に一、八三一、一〇〇円以内の額を加えた額
第一 項 症 一、六一六、〇〇〇円
第二 項 症 一、一九〇、〇〇〇円
第三 項 症 一、七〇〇、〇〇〇円
第四 項 症 一、二八一、〇〇〇円
第五 項 症 九九四、〇〇〇円
第六 項 症 七五九、〇〇〇円
第一 款 症 七〇六、〇〇〇円
第二 款 症 六五四、〇〇〇円
第三 款 症 四九七、〇〇〇円
第五 款 症 三九一、〇〇〇円
第四 款 症 三四〇、〇〇〇円

○議長(河野謙三君) 日程第六 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
日程第七 国民年金法等の一部を改正する法律案
(いすれも内閣提出、衆議院送付)
以上兩案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長上田哲君。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

・昭和五十一年四月十九日
衆議院議長 保利 茂

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よ

(小字及び一は衆議院修正)

昭和四十一年五月二十日 参議院会議録第十四号
件 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一件

第四款症	一、六二七、〇〇〇円
第五款症	一、三〇五、〇〇〇円
第六款症	一、四一五、〇〇〇円
第七款症	一、七〇一、〇〇〇円
第八款症	一、三六五、〇〇〇円

「六十二万四千二百円」を「六十六万三千七百円」に、「六十二万四千二百円」を「六十三万九千七百円」に、「六十万一千二百円」を「六十三万九千七百円」に、「六十二万四千二百円」を「六十六万三千七百円」に、「四十五万九千三百円」を「四十八万八千八百円」に、「六十二万四千二百円」を「六十六万三千七百円」に、「四十八万三千二百円」を「五十一万二千八百円」に改め、同条第三項中「十万円」を「十万七千円」に改める。

第三十二条第三項中「二万四千円」を「二万六千四百円」に、「一万八千円」を「一万九千八百円」に改める。

第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改める。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年	金	額
特別項症	第一項症の年金額に一、九一五、二〇〇円以内の額を加えた額		
第一項症		一、七三六、〇〇〇円	
第二項症		一、二三九、〇〇〇円	
第三項症		一、八〇〇、〇〇〇円	
第四項症		一、三八二、〇〇〇円	
第五項症		一、〇七四、〇〇〇円	
第六項症		八三九、〇〇〇円	
第一款症		七八六、〇〇〇円	
第二款症		七一四、〇〇〇円	
第三款症		五五七、〇〇〇円	
第四款症		四三一、〇〇〇円	
第五款症		三八〇、〇〇〇円	
第一款症	金	額	
不具廃疾の程度			
第一款症			一、九一、〇〇〇円

第八条第七項の表を次のように改める。

第二十三條第一項第七号中「及び次項第六号」を「次号、次項第六号及び第七号」に改め、同項次の一号を加える。
八 障害年金又は特例傷病恩給（当該障害青年又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に規定する程度であるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害青年又は特例傷病恩給の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族
七 障害年金（当該障害青年金の支給事由である負傷又は疾病による不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に規定する程度であるものに限る。）を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失うことなく、当該障害青年金の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した準軍属であつた者の遺族
第二十六條第一項中「六十三万九千七百円」を「七十二万円」に改め、「後順位者が」の下に、「人あるときは七十三万二千円」を加え、「六十万三千七百円」を「七十五万六千円」に改める。
第二十七條第一項中「六十三万九千七百円」とあるのは「四十八万八千八百円」と「六十六万三千七百円」とあるのは「五十万一千八百円」と「七十二万円」とあるのは「五十一万二千八百円」を「七十二万円」とあるのは「五十四万六千円」と、「七十三万二千円」とあるのは「五十五万八千円」と、「七十五万六千円」とあるのは「五十八万円」と、「七十五万六千円」とあるのは「五十九万一千円」に改める。
第三條 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。
四 目次中「第四節 遺族一時金の支給（第三十九条の二—第三十九条の七）」を削る。
五 第五条中「左の通り」を「次のとおり」に改め、第四号を削る。
六 第六条中「弔慰金又は遺族一時金」を「又は弔慰金」に、「基いて」を「基づいて」に改める。
七 第二十三条第一項に次の二号を加える。

間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該在職期間内又はその経過後六年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、十二年）以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族（重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかつた者の遺族及び当該公務上の負傷又は疾病に関連しない負傷又は疾病的死亡したことが明らかである者の遺族並びに前各号に掲げる遺族を除く。）

十 第四条第五項に規定する戦地における引き続き在職期間（これに引き続き昭和二十年九月二日以後海外にあつて復員するまでの期間を含む。）が六箇月を超えて、当該在職期間経過後一年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、三年以内に死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族（当該在職期間経過後に発した負傷又は疾病のみにより死亡したことが明らかである者の遺族及び前各号に掲げる遺族を除く。）

第十二条第一項及び第四十五条中「弔慰金又は遺族一時金」を「弔慰金」に改め、「第四十六条中「弔慰金又は遺族一時金」を「又は弔慰金」に改め、「第四十七条中「弔慰金又は遺族一時金」を「又は弔慰金」に改め、「第四十八条中「弔慰金及び遺族一時金」を「及び弔慰金」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。
 附則第十八項中「二万四千円」を「二万六千四百円」、「七万一千円」を「八万四千円」に改める。（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第八条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）の一部を次のように改定する。
 18 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十二年十一月一日とする。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正）
 第二条第二項を次のように改める。
 2 次の各号に掲げる者は、前項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなす。
 一 死亡した者が昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたならば、弔慰金を受ける権利を取得したこととなる者
 二 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した者が同月七日以後負傷し、又は疾病にかかつたと、昭和十六年十二月八日以後に死亡したとしたなら、弔慰金（遺族援護法第三十四条第一項

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）
 第四条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。
 附則第十七項を附則第十九項とし、附則第十項第一号から第三号までを削り、「、弔慰金又は遺族一時金」を「又は弔慰金」に改める。
 八 昭和十二年七月七日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病の発した軍人軍属たるの期間内又はその経過後六年（厚生大臣の指定する疾病により死亡した者については、十二年）以内に死亡した者についても、同様の事情にある者を含む）で、未帰還者又は準軍属であつた者の遺族

第三十一条第一項	昭和二十七年四月一日	昭和五十二年八月一日
第二十五条第一項	昭和二十七年四月二日	昭和五十二年八月二日
第二十五条第三項	昭和三十四年一月一日	昭和五十二年八月一日
第二十九条第一項第三号及び 第四号	昭和三十四年一月一日	昭和五十二年八月一日
第二十九条第一項第三号及び 第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和五十二年七月三十日
第三十条第一項	昭和三十三年十二月三十一日	昭和五十二年七月三十日
第三十条第三項	昭和二十七年四月	昭和五十一年八月
第三十条第三項	昭和三十四年一月	昭和五十一年八月
第三十条第三項	同年同月一日	昭和五十一年八月一日
第二十五条第一項	昭和二十七年四月一日	昭和五十二年十一月一日
第二十五条第一項	昭和二十七年四月二日	昭和五十二年十一月二日
第二十五条第三項	昭和三十四年一月一日	昭和五十二年十一月一日
第二十九条第一項第二号及び 第四号	昭和三十四年一月二日	昭和五十二年十一月二日
第二十九条第一項第二号及び 第四号	昭和二十七年三月三十一日	昭和五十二年十月三十一日
第三十条第三項	昭和三十四年一月	昭和五十二年十一月
第三十条第三項	同年同月一日	昭和五十二年十一月一日

第四条 昭和五十二年十月三十一日までに支給事

「審査報告書は都合により追録に掲載」

由の生じた第三条の規定による改正前の遺族

卷之三

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第三章 國際化的問題

卷之三

日和三二年四月二二日
共識已記受
足利

道族に対する特別弔慰金支給法第二条第一項及

ひ第一條の二の規定により特別年懸金を受ける

権利を有するに至つた者に支給する同法第五条

第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十

雙魚以辨別。二日惟一者得一目。三日

二年十月一日とする。

(第九条の規定の施行に伴う経過措置)

第六条 第九条の規定による改正後の戦傷病者等

第六章 第九条の規定による上級の監修官等

の妻に対する特別給付金支給法附則第三項の規

定は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を

文王子ら法事(留田五十一王去事第一二十二号)第

改正する法律(昭和五十一年法律第二十一号)第

七条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対

する特別給付金支給法第四条第一項の規定とは

する特別給付金支給法第四条第一項の規定によ

り交付された国債の償還金の支拂についても

適用する。

卷之三

昭和五十二年五月二十日 参議院会議録第十四号 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案外一件

過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を

改正する法律案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のほか、関連する五法律を改正しようとするものであります。

その主な内容は、第一に、戦傷病者戦没者遺族等に対する障害年金、遺族年金等の額を恩給法に準じて引き上げるとともに、遺族年金等の支給範囲を拡大し、遺族一時金にかえて遺族年金等を支給すること、第二に、未帰還者留守家族に支給される留守家族手当の月額を、遺族年金の増額に準じて引き上げること、第三に、満州事変において公務上の傷病にかかり、これにより死亡した軍人ともに、特別弔慰金を受けることのできる遺族の範囲を、戦没者等と生計関係にあった三親等内の親族まで拡大すること、第四に、昭和五十一年の遺族援護法の改正により、遺族年金等を受けることとなつた戦没者の妻及び父母等に対し、特別給付金を支給すること、等であります。

なお、本法律案は、障害年金、遺族年金等の額が引き上げ等の実施時期を二ヵ月繰り上げる内閣修正が行われ、また、衆議院において施行期日の

一部について修正が行われております。

次に、国民年金法等の一部を改正する法律案

は、国民年金法のほか関連する三法律を改正しようとするものであります。

その主な内容は、第一に、老齢、障害、母子、

準母子の各福祉年金の額を引き上げるとともに、

福祉年金の支払い期月を改め、いわゆる盆暮れ払

いを実施すること、第二に、昭和五十二年度におけ

る附帯決議は五十二年六月から、国民年金は同

年七月からとすること、第三に、児童扶養手当、

特別児童扶養手当、福祉手当の額をそれぞれ引き

上げることとともに、これらの手当の支払い期月に

いて福祉年金と同様の改正を行うこと、等であり

ます。

なお、本法律案は、福祉年金、児童扶養手当等

の額の引き上げ及び厚生年金、国民年金等のスラ

イドの実施時期を、それぞれ二ヵ月繰り上げる内

閣修正が行われております。

委員会におきましては、以上二案を一括議題と

して慎重に審議を進めましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、順次採決の結果、

二法案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可

決すべきものと決しました。

なお、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、物価の著しい上昇及び國民の生活水準の向上に見合う援護水準の引き上

げ、満州開拓青年義勇隊員等の実情調査と処遇の改善、一般戦災者の実態調査の実施等を内容とする附帯決議を、また、国民年金法等の一部を改正する法律案に対しましては、公的年金制度の抜本

的改善、年金受給権に結びつかない者への受給権の確保、五人未満事業所への厚生年金保険の適用等を内容とする附帯決議を、全会一致をもつて付することに決しました。

以上報告いたします。(拍手)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。

兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年五月十三日

參議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 保利 茂

を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題

といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長橋直治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

獣医師法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。

獣医師法の一部を改正する法律案

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。

獣医師法の一部を改正する法律案

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。

獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号を次のように改める。

一 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)において獣医学の正規の課程を修めて卒業し、かつ、同

法に基づく大学院において獣医学の修士の課

程を修了した者

附則第十六項中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 次の各号の一に該当する者は、改正後の第十一条の規定にかかわらず、獣医師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に改正前の第十二条各号の一に該当する者

二 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)前に改正前の第十二条第一号の大学に在

学し、施行日以後に改正前の同号に規定する要件に該当することとなつた者(施行日以後に改正後の同号の大学に新規に入学してこれ

を卒業することにより、改正前の同号に規定する助成措置等についてあります。

する要件に該当することとなつた者を除く。)

3 外國の獣医学校を卒業し、又は外國で獣医師の免許を得た者に関する第十二条第一号の規定の適用については、施行日以後五年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「獣医師法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第二十六号)による改正前の獣医師法第二条第一号に掲げる者」とする。

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 次の各号の一に該当する者は、改正後の第十一条の規定にかかわらず、獣医師国家試験を受けることができる。

○橘直治君 御報告いたします。

〔橘直治君登壇、拍手〕

○議長(河野謙三君) 本法律案は、獣医師の資質をさらに向上させるため、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員会において問題となりました主な事項は、

出席者は左のとおり。

獣医学教育のあり方、獣医学部六年制の早期実施、

獣医師の待遇改善、教育年限延長に伴う私立大学

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五項目の附帯決議を全会一致をもって行いました。

以上であります。(拍手)

議員

太田 淳夫君

矢原 秀男君

下村 泰君

喜屋武真榮君

相沢 武彦君

桑名 義治君

柄谷 道一君

市川 房枝君

阿部 寅一君

峯山 昭範君

安孫子藤吉君

藤原 房雄君

上林繁次郎君

三木 忠雄君

内田 善利君

木島 則夫君

鈴木 一弘君

田渕 哲也君

宮崎 正雄君

白木義一郎君

小平 芳平君

向井 長年君

増田 盛君

石本 茂君

堀内 俊夫君

佐々木 満君

望月 邦夫君

最上 進君

青井 政美君

糸山英太郎君

大鷹 淑子君

大島 友治君

中村 登美君

昭和五十二年五月二十日 参議院会議録第十四号 議長の報告事項

上條 勝久君	中西 一郎君	安井 謙君	植木 光教君	安武 洋子君	内藤 功君	通商産業大臣	田中 龍夫君
圓田 清充君	寺本 広作君	増原 恵吉君	大谷謙之助君	小山 一平君	寺田 熊雄君	自治大臣	小川 平二君
上田 稔君	小林 国司君	案納 勝君	松岡 克由君	前川 曜君	上田 哲君	(行政)管理大臣	西村 英一君
鶴崎 均君	長田 裕二君	野末 陳平君	森下 昭司君	立木 洋君	小笠原貞子君	官(科学技術)廳長	宇野 宗佑君
鍋島 直紹君	新谷寅三郎君	青木 薦次君	野田 哲君	橋本 敦君	國務大臣	農林大臣臨時代	田中 龍夫君
上原 正吉君	郡 祐一君	対馬 孝且君	高橋 誉富君	立木 洋君	寺田 熊雄君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
小川 半次君	丸茂 重貞君	戸塚 進也君	目黒今朝次郎君	渡辺 武君	上田 哲君	通商産業大臣	田中 龍夫君
河本嘉久藏君	斎藤 十朗君	福岡日出麿君	赤桐 操君	鈴木 力君	小笠原貞子君	自治大臣	小川 平二君
宮田 輝君	浜本 万三君	大塚 喬君	須藤 五郎君	塚田 大願君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
秦野 章君	夏日 忠雄君	藤井 内午君	瀬谷 英行君	久保 亘君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
永野 嚴雄君	佐藤 広君	源田 寒君	須藤 五郎君	寺本 広作君	寺田 熊雄君	官(科学技術)廳長	宇野 宗佑君
龜井 久興君	山東 昭子君	野口 忠夫君	阿具根 登君	鶴園 哲夫君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
斎藤栄三郎君	佐藤 信一君	藤田 正明君	河田 賢治君	岩間 正男君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
井上 吉夫君	中村 太郎君	栗原 傑君	上田耕一郎君	竹田 四郎君	塚田 大願君	通商産業大臣	田中 龍夫君
遠藤 要君	小柳 勇君	小笠 公詔君	福田 起夫君	鶴園 哲夫君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	宇野 宗佑君
高橋 邦雄君	安水 英雄君	吉田忠三郎君	上田耕一郎君	岩間 正男君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
初村満一郎君	志苦 裕君	福間 知之君	福田 一君	竹田 四郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
安田 隆明君	近藤 忠孝君	福間 知之君	法務大臣	鶴園 哲夫君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
世耕 政隆君	山崎 竜男君	山中 郁子君	外務大臣	坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
橋 直治君	林田悠紀夫君	柏谷 照美君	大蔵大臣	中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
		小巻 敏雄君	厚生大臣	大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
			農林大臣臨時代	坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
			建設大臣	中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
			長谷川四郎君	大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				大島 友治君	寺本 広作君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				坂野 重信君	前川 曜君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				中山 太郎君	立木 洋君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				大島 友治君	寺本 広作君	通商産業大臣	田中 龍夫君
				坂野 重信君	前川 曜君	官(科学技術)廳長	西村 英一君
				中山 太郎君	立木 洋君	通商産業大臣	田中 龍夫君

昭和五十二年五月二十日 参議院会議録第十四号 議長の報告事項

て承認を求めるの件議決報告書

昭和四十一年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案可決報告書

国民年金法等の一部を改正する法律案可決報告書

獣医師法の一部を改正する法律案可決報告書

地方自治法の一部を改正する法律案可決報告書

書

獣医師法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議員から左の質問主意書が提出された。

国鉄塙嶺トンネル掘削にともなう異常出水に関する質問主意書(近藤忠孝君提出)

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

第十二号中正誤					
	行	誤	開発	正	
四〇三	一 四〇七 ニ 二	段 行 終わり 五 一 七	四 六 發開	もので しか 眼目	ものが しかも 正

昭和五十一年五月二十日 參議院會議錄第十四号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

定価 一部一〇円

發行所

東京都港區赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四二六〇

四九四